

松川村特定環境保全公共下水道事業 経営戦略

計画期間：平成 29 年度 ～ 平成 38 年度

平成 29 年 3 月

目次

はじめに.....	2
1. 事業概要.....	3
(1) 事業の現況.....	3
(2) 民間活力の活用等.....	4
(3) 経営比較分析表を活用した現状分析.....	5
2. 将来の事業環境.....	13
(1) 処理区域内人口の予測.....	13
(2) 汚水処理需要の予測.....	14
(3) 使用料収入の見通し.....	15
(4) 施設の見通し.....	16
(5) 組織の見通し.....	16
3. 経営の基本方針.....	17
4. 投資・財政計画（収支計画）.....	18
(1) 投資・財政計画（収支計画）.....	18
(2) 投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明.....	18
① 収支計画のうち投資についての説明.....	18
② 収支計画のうち財源についての説明.....	19
③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明.....	23
(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要.....	23
① 今後の投資についての考え方・検討状況.....	23
② 財源について検討状況等.....	23
③ 投資以外の経費についての検討状況等.....	24
5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項.....	25
用語解説.....	26
投資・財政計画（収支計画）.....	29
経営比較分析表.....	31

はじめに

松川村特定環境保全公共下水道事業は、住民生活に不可欠なサービスを提供しており、将来にわたってその機能を維持し、事業を継続していくことが求められます。しかし、近年、更新投資の増大や人口減少に伴う料金収入の減少等により経営環境は厳しさを増しつつあり、今後も事業を継続していくためには経営状態についての的確な把握を行った上で、中長期的な視野に基づいた経営の健全化を図ることが必要です。そのために、中長期的な経営の基本計画である「経営戦略」を策定し、経営基盤の強化と財政マネジメントの向上に取り組みます。

1. 事業概要

(1) 事業の現況

① 施設

供用開始年度 (供用開始後年数)	平成 12 年度 (17 年)	法適 (全部適用・一部適用) 非適の区分	非適
処理区域内人口密度	29.4 人/ha	流域下水道等への接続の有無	無し
処理区数	松川処理区、常盤処理区 2 処理区		
処理場数	終末処理場 (松川浄水苑) 1 箇所		
広域化・共同化・最適化実施状況	大町市常盤処理区と一体処理をすることで処理上の効率化を図っています。		

② 使用料

一般家庭用使用料体系の概要・考え方	基本料金と従量料金を組み合わせ、従量料金部分は使用量によって料金単価が増加する逦増制を採用しています。				
	料金体系 (税込 8%) は右のとおりで、消費税の改正による改定を除けば直近の改定は平成 12 年度です。	料金体系	汚水量	金額	
		基本料金	10 m ³ 以下	1,404 円	
		超過料金	11 m ³ ~30 m ³	172.8 円/m ³	
			31 m ³ ~50 m ³	183.6 円/m ³	
51 m ³ ~100 m ³	194.4 円/m ³				
	101 m ³ ~300 m ³	205.2 円/m ³			
	301 m ³ 以上	216.0 円/m ³			
業務用使用料体系の概要・考え方	業務用の料金体系は採用していません。				
その他の使用料体系の概要・考え方	一時使用の場合の料金体系があります。 従量料金制で料金単価は 216 円/m ³ で使用量にかかわらず一定です。				
条例上の使用料 (20 m ³ あたり)※1	平成 25 年度	3,132 円	実質的な使用料 (20 m ³ あたり)※2	平成 25 年度	3,384 円
	平成 26 年度	3,132 円		平成 26 年度	3,465 円
	平成 27 年度	3,132 円		平成 27 年度	3,467 円

※1 一般家庭における 20 m³あたりの使用料(税込 8%)をいいます。

※2 料金収入の合計を有収水量の合計で除した値に 20 m³を乗じたものをいいます。

③ 組織

事業運営組織

特定環境保全公共下水道事業は、建設水道課上下水道係が所管しています。

建設水道課			
課長 1 名			
職位	上下水道係	建設係	施設整備係
係長	1 名	1 名	
担当	1 名		—
担当	1 名	—	—

職員数

建設水道課の職員は 5 名で、上下水道係の業務の他、建設係、施設整備係の一部の業務を兼務しています。

上下水道係は、設備管渠の整備が一通り完了し、主な業務が建設から維持管理運営の段階へと移行する過程で規模を縮小してきました。今後も、より効率的な運営を目指し人員数についてもさらに削減の余地がないか検討します。

(2) 民間活力の活用等

① 民間活用の状況

1.民間委託（包括的民間委託を含む）

検針業務をシルバー人材センター、終末処理場の運転管理を下水道公社に委託しています。

2.指定管理者制度

実績はありません。

3.PPP・PFI

実績はありません。

② 資産活用の状況

1.エネルギー利用（下水熱・下水汚泥・発電等）

下水汚泥をコンポストやセメント原料として活用しています。

2.土地・施設等利用（未利用土地・施設の活用等）

実績はありません。なお、未利用地や施設はありません。

(3) 経営比較分析表を活用した現状分析

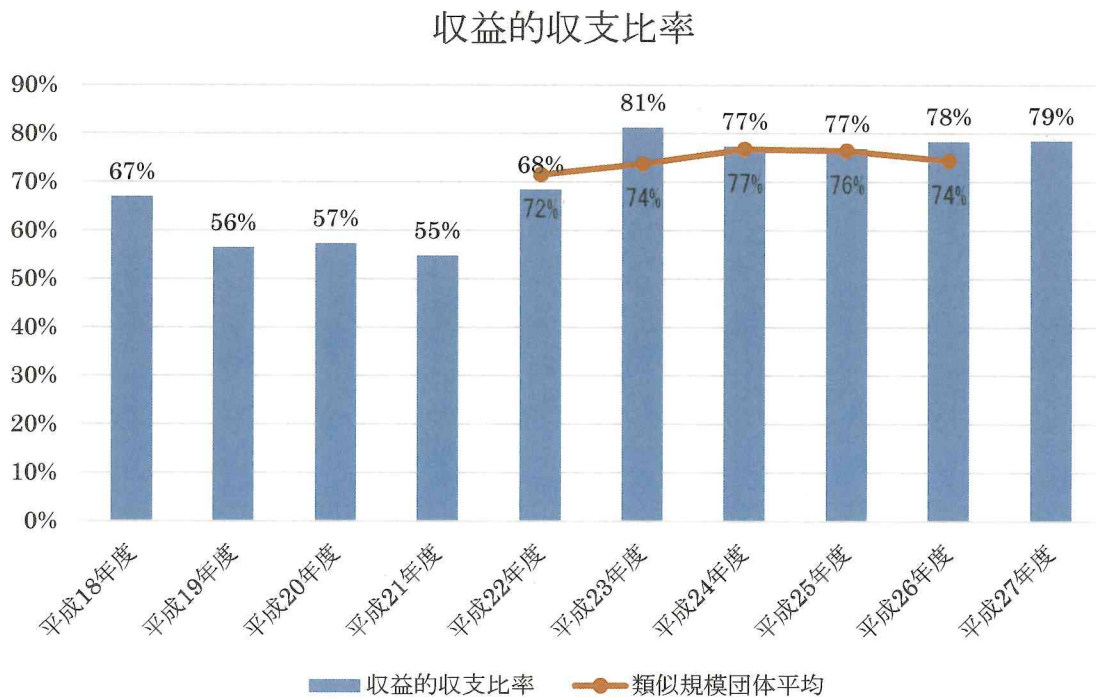
経営比較分析表及び指標の説明は別紙参照

① 収益的収支比率について

収益的収支比率は79%（平成27年度末時点。松川村の数値について以下同様。）となっています。

収支比率が100%を下まわっているということは、下水道事業の運営に必要な費用を経常的な収益では賄えていないことになります。

類似規模団体の平均とほぼ同水準で推移しています。

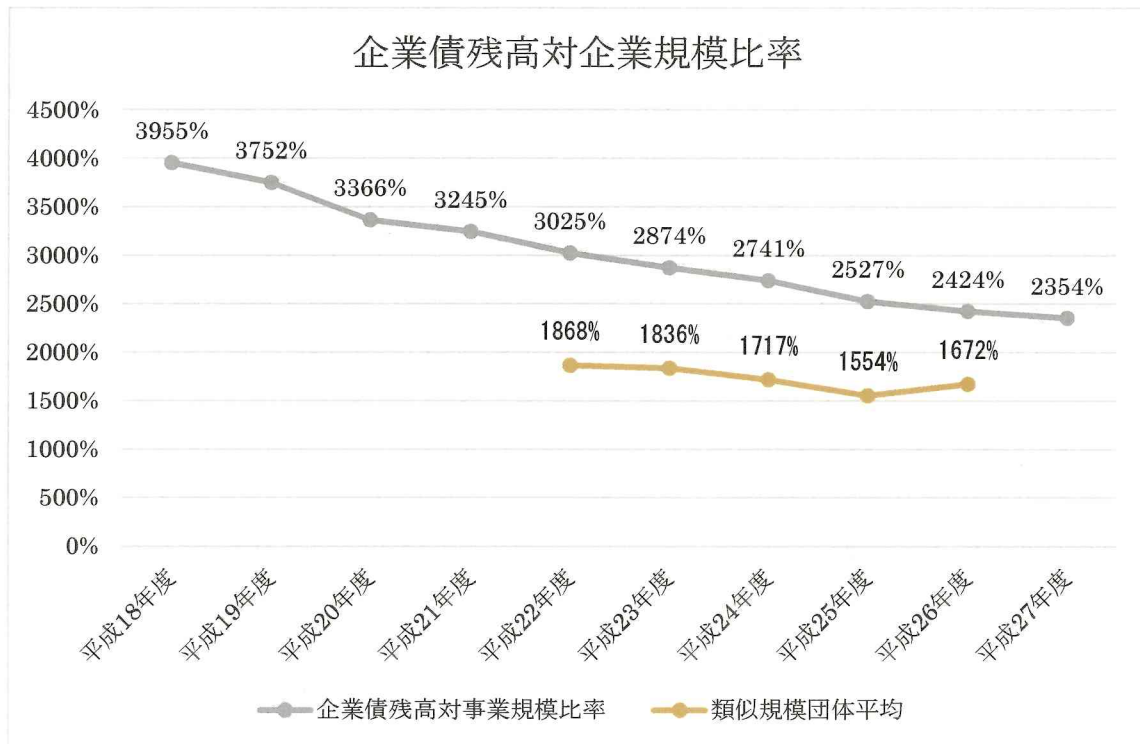


※類似規模団体の数値は、経営戦略時点では平成26年度分までが公表されているため、比較の対象は平成26年度以前の数値となります（以下同様）。

② 企業債残高対事業規模比率について

企業債残高対事業規模比率は、2354%（23.54倍）となります。これは、仮に使用料等の営業収益をすべて地方債の償還に充てたとしても完済までには約24年程度を要することを意味します。

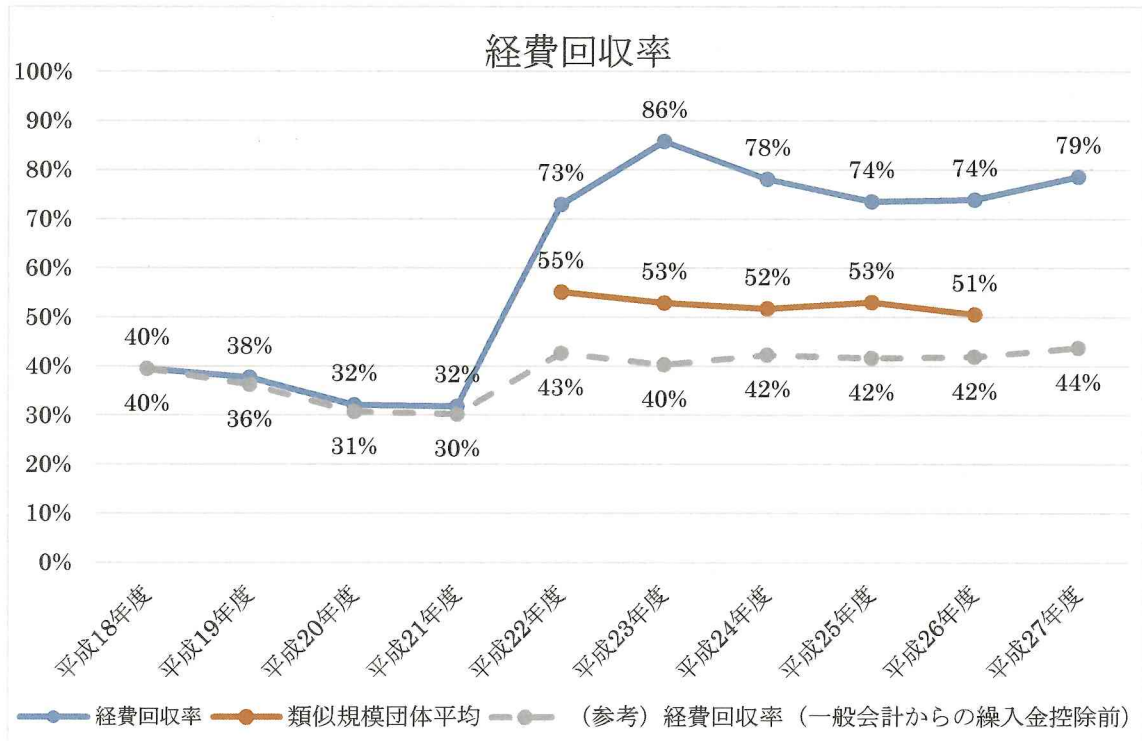
地方債の残高は平成27年度末で約40億円です。



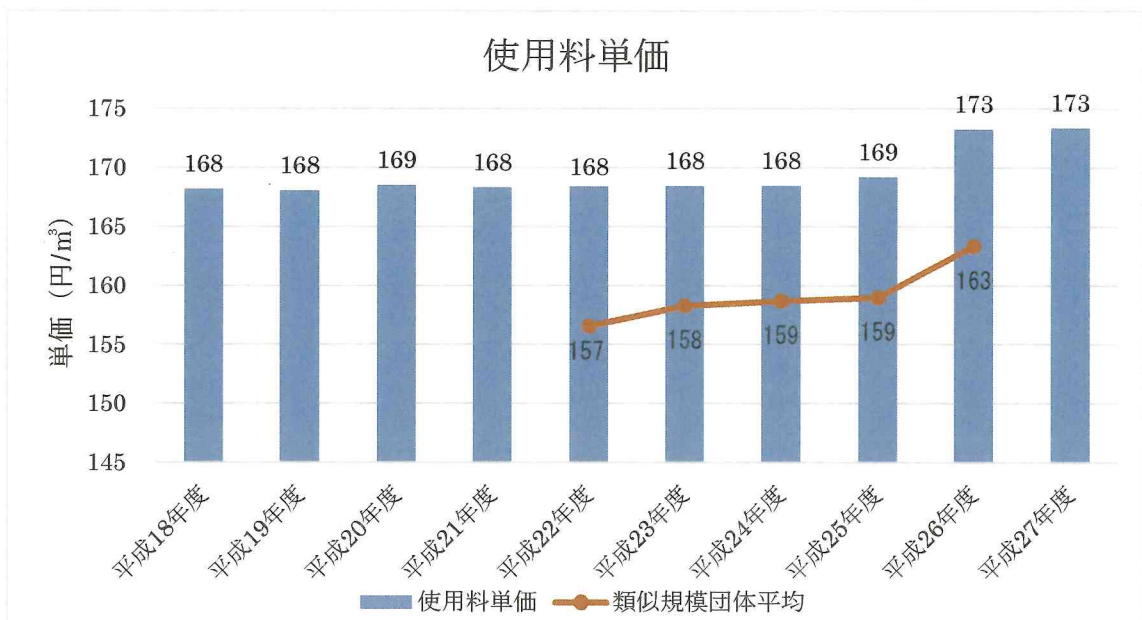
③ 経費回収率について

経費回収率は 79%となっています。100%を下回っているということは、使用料収入で汚水処理原価を賄っていないということになります。

なお、一般会計からの繰入金を控除する前の汚水処理原価を基に経費回収率を算定すると 44%となります。これは、仮に料金収入だけで汚水処理原価を賄おうとすると、現在の料金水準の約 2.3 倍程度が必要ということになります。



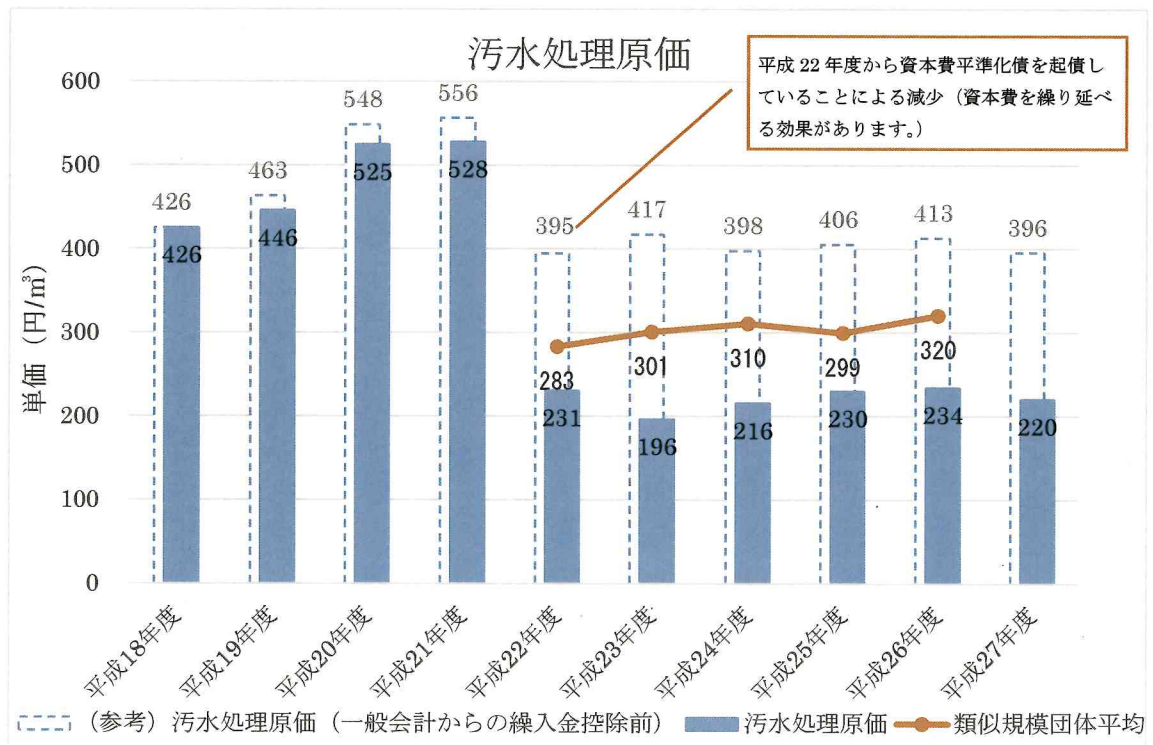
使用料単価は 173 円/m³で、類似規模団体の平均より高い水準で推移しています。



④ 汚水処理原価について

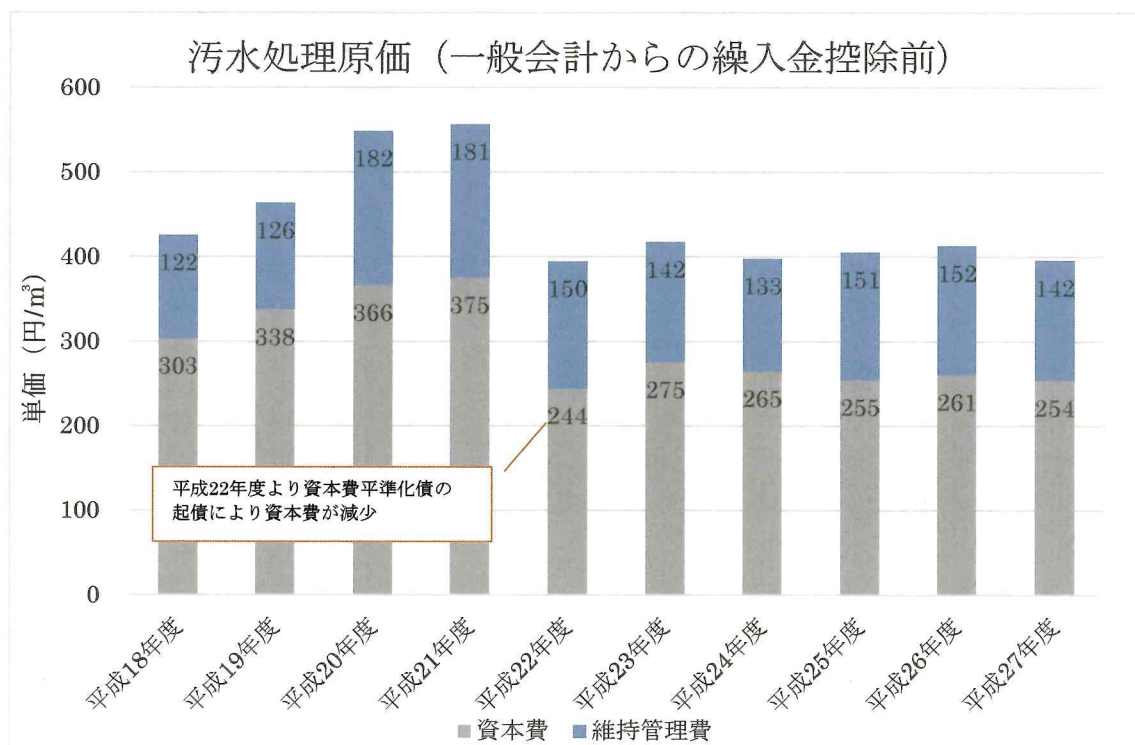
汚水 1 m³あたりの処理原価は 220 円/m³となっています。類似規模団体の平均より低い水準で推移しています。

なお、汚水処理原価はその財源として拠出された一般会計からの繰入金額を差し引いて算定されますが、実際に汚水処理に要した金額は一般会計からの繰入金を控除する前の金額で 396 円/m³です。



汚水処理原価を一般会計からの繰入金を控除する前の額で見ると、その内訳は維持管理費と資本費とに分けられ、汚水 1 m³あたりの維持管理費は 142 円、資本費は 254 円です。

類似規模団体の平均（平成 27 年度の決算統計データから算出）は、維持管理費が 187 円/m³、資本費が 451 円/m³であり、松川村の汚水処理原価はいずれも下回っています。



平成 27 年度の汚水処理原価の原価構成と財源構成は以下の表のとおりです。

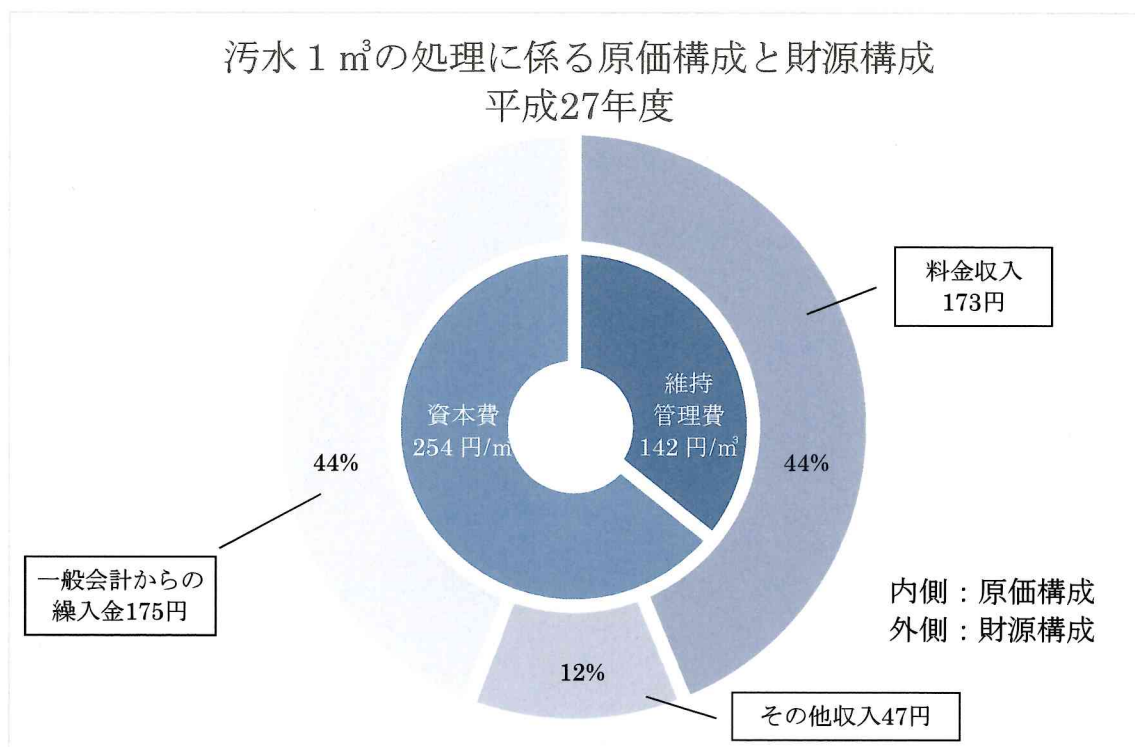
汚水処理原価の内、料金収入や受託料収入等の特定環境保全公共下水道事業の収入で賄われているのは 56%程度で、残りは一般会計からの繰入金で賄われています。

一般会計からの繰入金の内、一定の額については、雨水の処理費など、その性質上、使用料収入をもって充てることが適当でない経費や、地域的条件等により能率的な経営を行ってもなお使用料収入等のみをもって賄うことが困難であると認められる資本費等として一般会計等が負担することが認められています。(以下、基準内の繰入金といいます)。

一般会計からの繰入金はすべて基準内の繰入金です。

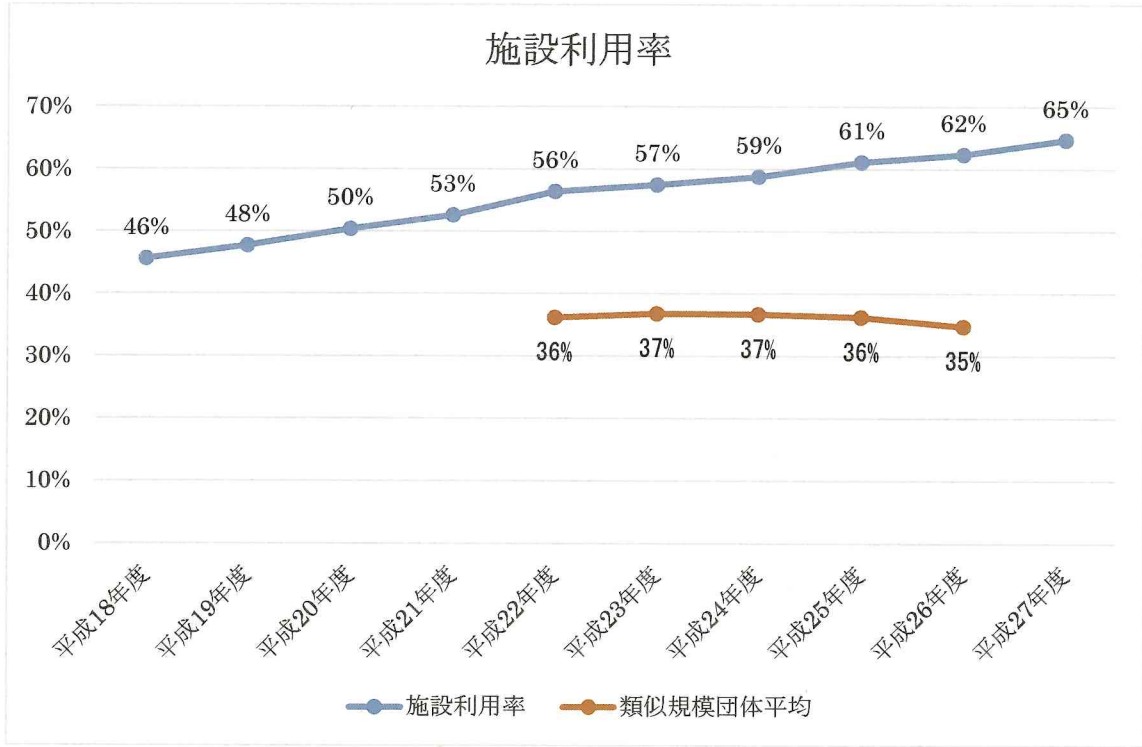
一般会計からの繰入金は、財政状況が厳しい中で、将来にわたって続けられる保証はありません。重要なインフラである下水道を維持継続していくためには、繰入金に依存せず安定した財政基盤を持つことが必要です。

また、一般会計からの繰入金の財源は税収であることから、汚水処理の財源を繰入金とすることは、特定環境保全公共下水道の利用者である住民とそれ以外の住民の間で不公平な状態となってしまいます。利用者負担の原則や独立採算制の原則からも、繰入金に依存することなく使用料収入で汚水処理原価を回収できることが必要です。

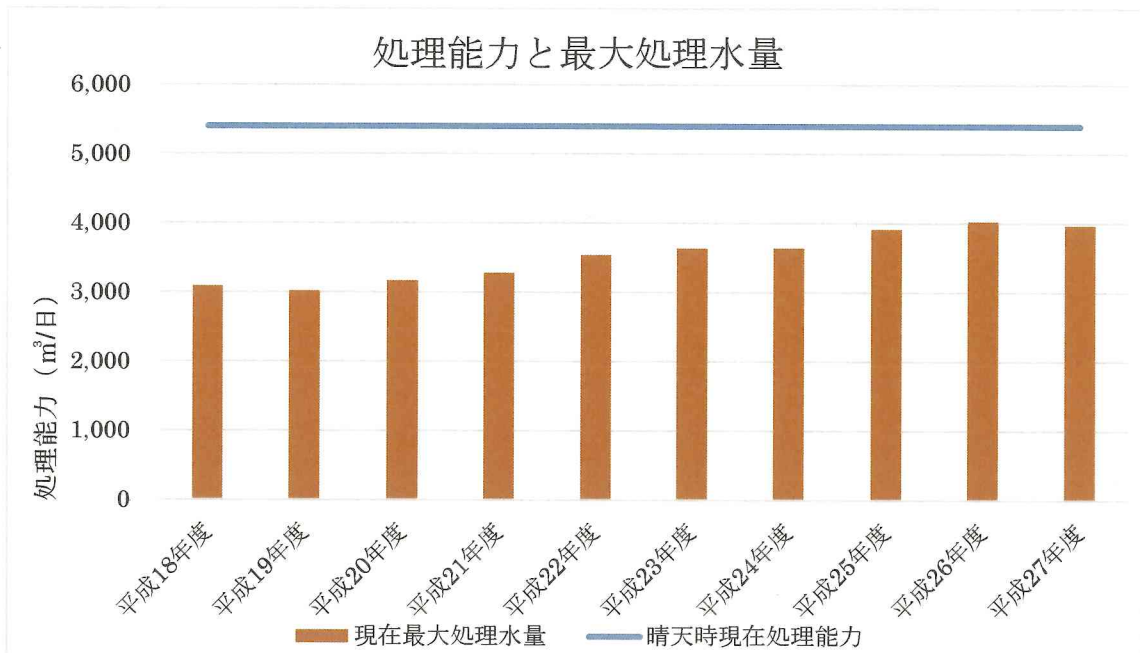


⑤ 施設利用率について

施設利用率は65%です。類似規模団体の平均より高い水準で推移しています。



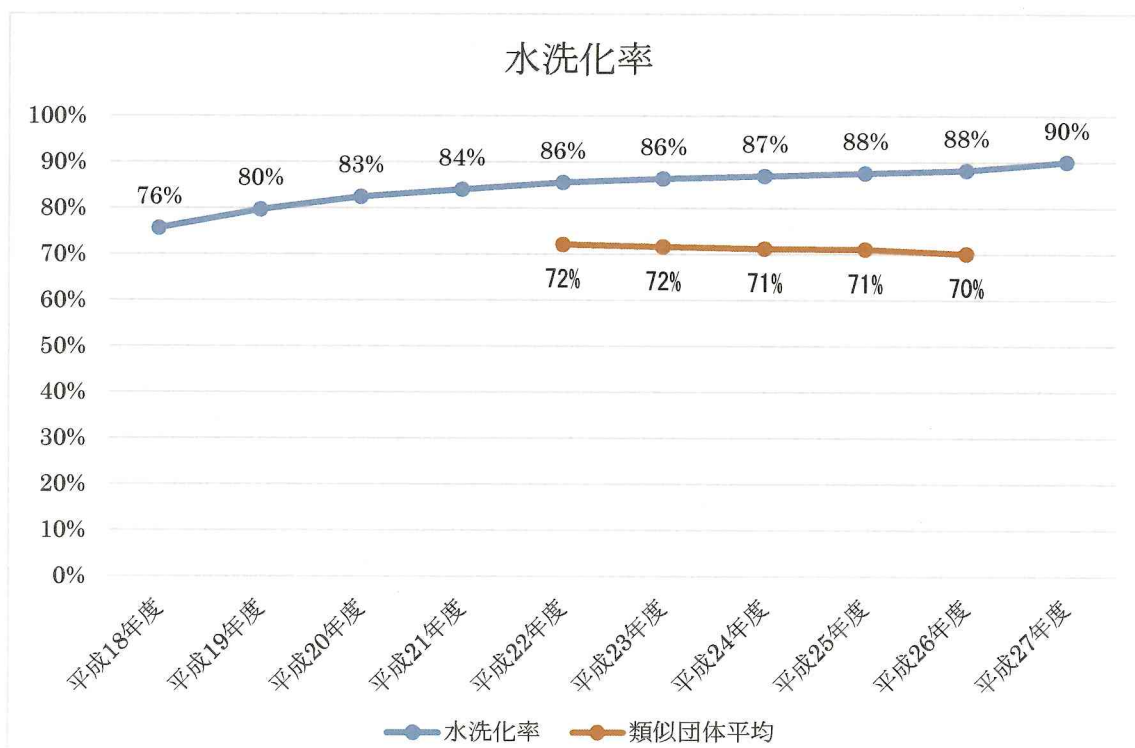
施設利用率は一般的には高い数値が望ましいですが、季節によって処理量に大きな変動がありますので最大処理水量を大きく下回らない施設規模となっている必要があります。松川村では、概ね最大処理水量が処理能力の範囲内となっており施設規模は適正な範囲内にあると考えられます。



⑥ 水洗化率について

松川村の水洗化率は90%です。類似規模団体の平均より高い水準で推移しています。水洗化率は地域の水質保全や使用料収入の増加の観点からは100%であることが理想ですが、そのために新たに管渠を整備する必要があり、地理的要因等により整備に係る費用が莫大なものになることもあります。

将来の見込みも踏まえて費用対効果を勘案の上、当該指標の向上に取り組む必要があります。



⑦ 管渠改善率について

松川村の管渠改善率は過去10年以上0%となっています。

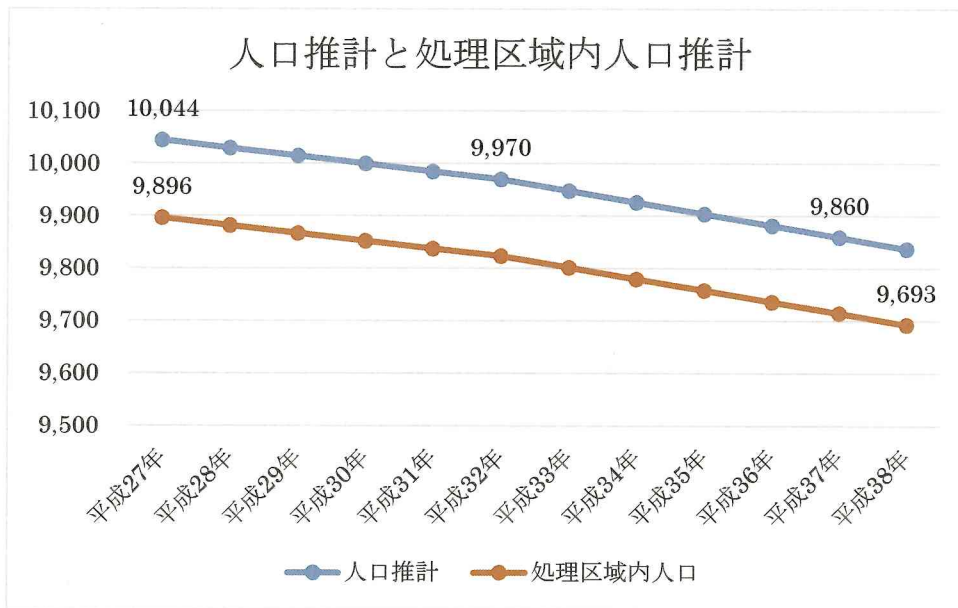
これは管渠の更新をしていないためですが、松川村の下水道の供用開始は平成12年度で供用開始から17年経過と比較的新しいことによります。管渠の耐用年数は50年のため耐用年数を経過した管渠がありません。

将来的には、老朽化した管渠について計画的に更新することや、更新投資を平準化するために予防保全的な管理による長寿命化を図る必要があります。

2. 将来の事業環境

(1) 処理区域内人口の予測

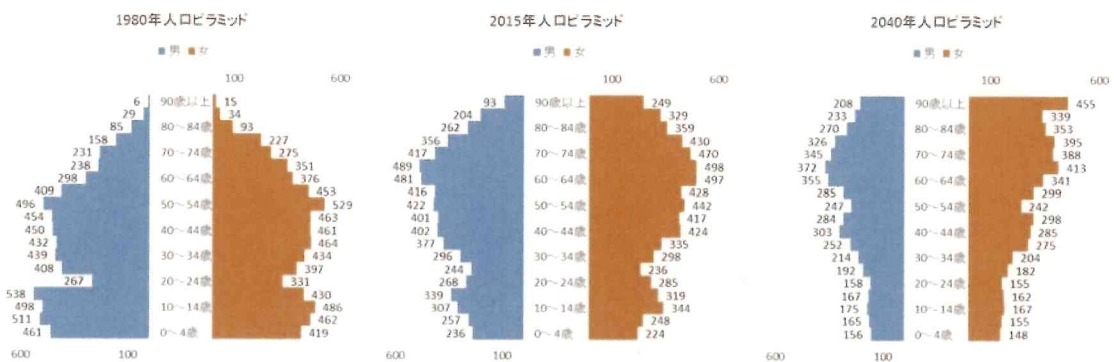
松川村人口ビジョンの人口推計を参考に処理区域内人口の変動を予測しています。



松川村の人口は、平成 29 年 1 月 1 日現在で 9,935 人となっています。松川村人口ビジョンでは、松川村の人口は、減少傾向が続くと推定しています。

処理区域内人口も、松川村人口ビジョンによる人口の減少率と同率で減少すると想定し、平成 27 年度では 9,896 人のところ、平成 38 年度では 9,693 人まで減少すると予測しています。

(参考) 松川村の年代別人口推計



出典：「日本の地域別将来推計人口（平成 25 年 3 月推計）」国立社会保障・人口問題研究所 を加工

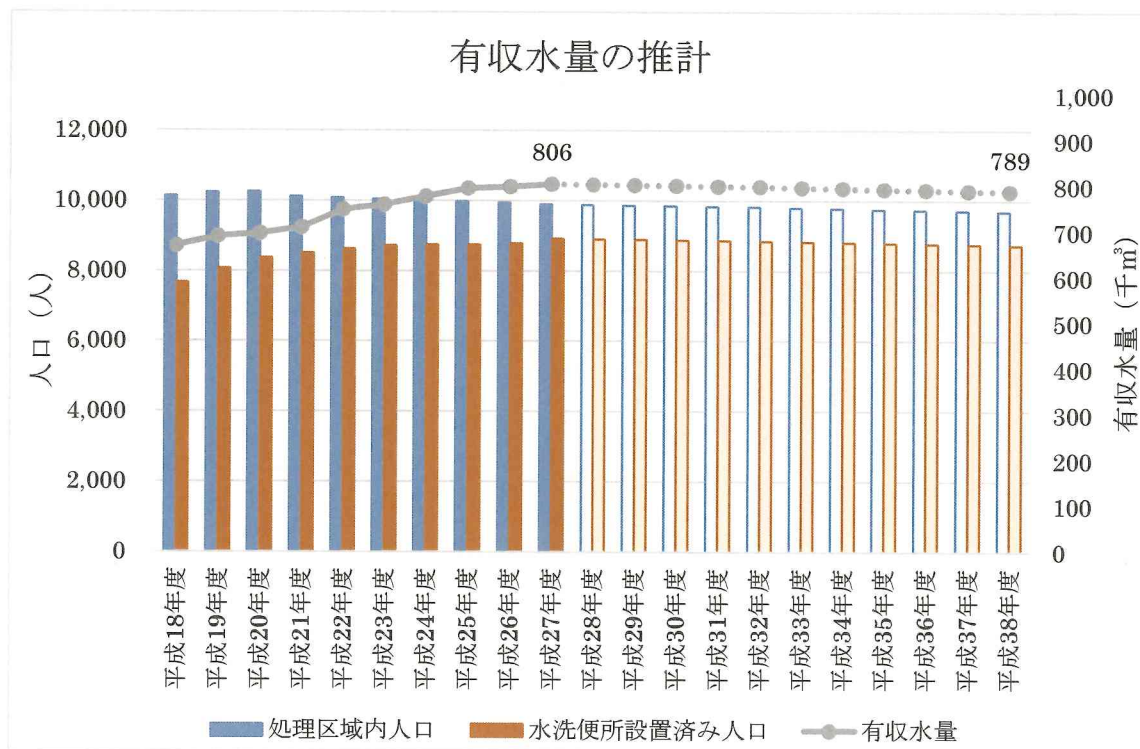
(2) 汚水処理需要の予測

過去の推移をみると、水洗便所設置済み人口と有収水量との間には高い相関関係があることがわかります。

そのため、有収水量の推計にあたっては、処理区域内人口の推計と水洗化率から水洗便所設置済み人口を推定し、一人当たり有収水量を乗じるなどして算定しました。

過去、水洗便所設置済み人口は増加傾向にありましたが、今後、水洗化率の伸びは鈍化する反面、処理区域内人口の減少傾向は続くことと推計されていることから、水洗便所設置済み人口も減少に転じ、汚水処理需要も減少していくと予測しました。

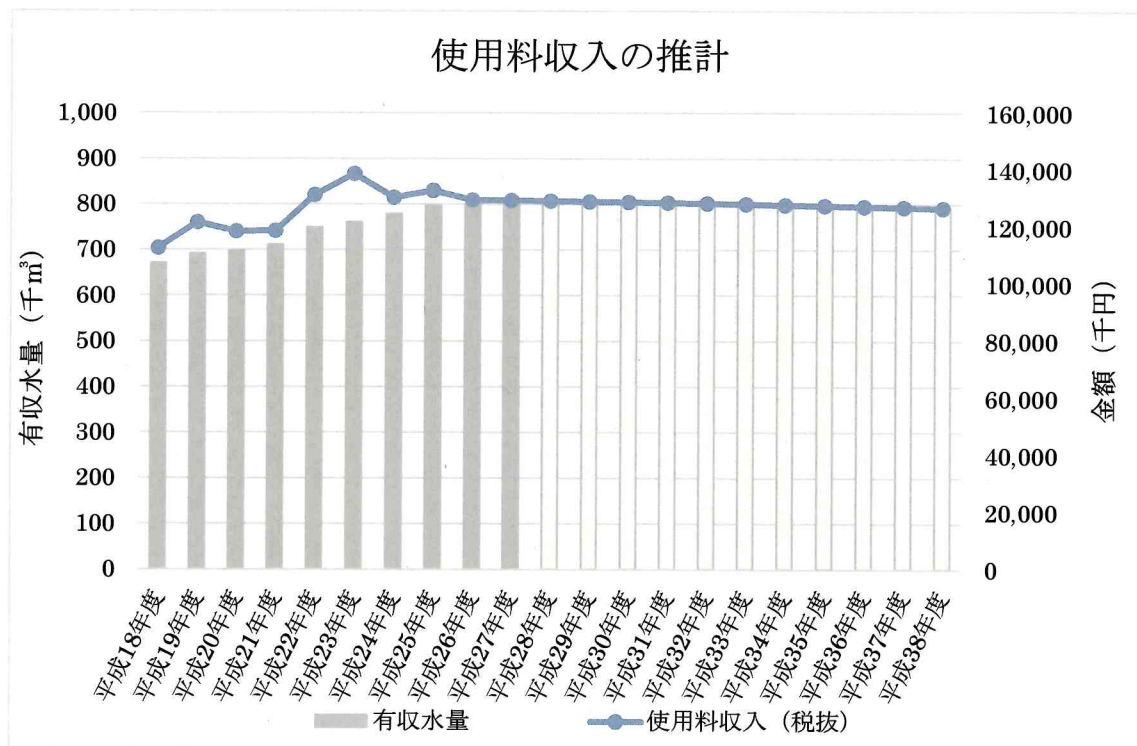
平成 27 年度の有収水量は 805 千 m^3 のところ、平成 38 年度には 789 千 m^3 まで減少することが見込まれます。



(3) 使用料収入の見通し

使用料収入は、料金改定が無い限りは有収水量に比例します。

そのため、使用料収入の予測は、有収水量の予測をベースに有収水量当りの平均使用料収入額等を加味して予測しています。



過去、処理区域内人口は減少傾向にあったものの、水洗化率の向上により有収水量及び使用料収入は増加傾向にありましたが、概ね水洗化が完了したことで減少傾向に転じています。今後は使用料収入の減少が続くと見込まれます。

上記の推計に当たっては料金の改定を織り込んでいませんが、使用料収入は今後も減少することが見込まれ、適正な料金水準の定期的な検討と料金体系の見直しが必要です。

なお、有収率、収納率は変わらない前提で試算をしています。

(4) 施設の見通し

特定環境保全公共下水道事業で保有する主な施設は、松川浄水苑（施設能力 7,650 m³/日、平成 12 年度供用開始）で、管渠延長は約 114km となっています。

管渠については、下水道事業の供用開始が平成 12 年度と比較的新しく、計画期間内に更新が必要となる重要な管渠はありません。

施設については、耐用年数を経過しているものがあります。

また、施設のうち終末処理場（松川浄水苑）については、既に策定した長寿命化計画に基づき修繕、更新の方針が決定されています。

更新にあたっては、近い将来に汚水量が減少することを見据えて、現在必要な処理能力に合わせて設備投資をするのではなく、汚水量が減少した後に必要とされる施設規模にとどめることで更新費用を節約する方針です。

当面は、松川処理区の一部を安曇野流域に暫定的に接続して汚水量を分散させることで処理能力の不足に対応します。

(5) 組織の見通し

現在、建設水道課の職員は水道事業と下水道事業を兼務しており、両方の事業で共通する業務を一緒に行うことなどで間接業務経費を削減してまいりました。

また、検針業務や施設運転維持管理を委託することなどにより効率的な運営を図ってきました。

今後も委託している業務の効果の確認、委託余地の検討、施設の統廃合予定等から人員の最適化を検討し、民間委託の範囲や可能性について検討していきます。

3. 経営の基本方針

<経営理念>

良質な水環境を保全し、快適な生活環境を住民の皆様に提供します。

<基本方針>

(1) 下水道施設の適正な維持・管理

下水道施設の長寿命化計画を策定し、計画的な改築・更新と施設の適切な維持・管理を図ります。

(2) 水洗化の普及

下水道の未接続世帯へ下水道の必要性を理解いただき、接続率の向上に努めます。

(3) 経営の健全化

経費の節減に努め、下水道事業の健全な財政運営に取り組みます。

<効率化・経営健全化のための取り組み方針>

平成 26 年度に策定した長寿命化計画に基づき、適正な維持・管理と計画的な改修・修繕などを進めます。

維持・管理経費の節減と、長期的な財政計画に基づいた適正な使用料体系とすることにより、経営の健全化を更に図ります。

また、下水道への接続促進については、下水道事業の役割を理解いただくなど今後も PR に努めます。

(1) 維持管理の合理化

維持管理の合理化により維持管理コストの削減に努めます。

(2) 間接業務の合理化

水道・下水道両方に共通する業務を一緒に行うことなどにより間接業務の合理化に取り組んでいますが、引き続き合理化の余地が無いか検討していきます。

(3) 滞納整理

滞納が発生した場合は適時に電話での催促や催告書での通知をすることにより、徴収率の向上に努めます。

(4) 料金水準の定期的な見直し

使用料収入等だけでは汚水処理費用の財源が不足しており、下水道事業の継続のためには料金体系の見直しも必要になると考えられます。現在も、適正な料金水準について定期的な検討を行っていますが、今後も定期的な検討及び料金体系の見直しを行います。

4. 投資・財政計画（収支計画）

（1）投資・財政計画（収支計画）

別紙のとおり

（2）投資・財政計画（収支計画）の策定に当たっての説明

① 収支計画のうち投資についての説明

新規の布設や大規模な建設投資は予定していません。

既に作成した長寿命化計画に基づき、長期的な視点から投資の平準化を図るべく以下の更新投資を予定しています。

（単位：百万円）

年度	内容	投資額	財源	
平成 29 年度	マンホールポンプ更新	9.3	企業債	14.3
	安曇野市への区域外流入に伴う工事	19.5	国県補助金	15.9
	浄水苑設備再構築工事	30.2	その他	28.8
平成 30 年度	浄水苑設備再構築工事	70.6	企業債	35.2
			国県補助金	35.2
			その他	0.2
平成 31 年度	浄水苑設備再構築工事	27.6	企業債	13.8
			国県補助金	13.8
			その他	-

※投資額は大町市の負担額を除いた金額です。なお、収支計画に記載している建設改良費は大町市の負担額も含め、大町市の負担額は収入として表示しているため上記の額と一致しません。

浄水苑設備の延命化を図るため、長寿命化計画に基づいて更新投資（約 1 億 3 千万円）などを予定しています。また、処理能力をオーバーする流入汚水に対し、暫定的に安曇野流域下水道に処理を委託することにより、浄水苑の処理能力増強に必要な費用を 6 億円～7 億円節約できる見込みです。

マンホール蓋は耐用年数を超過したものが出始めているため順次交換を行います。

② 収支計画のうち財源についての説明

資本費平準化債を利用し償還額の平準化を図りながら、地方債残高の圧縮に努め、企業債残高事業規模比率を類似規模団体並に下げることを目指します。

公営企業会計の導入により、減価償却を基礎とした汚水処理原価の把握を行い、受益者負担の適正化を図ります。

計画期間の財源の見込は以下のとおりです。

(単位:千円)

	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度
総収益	398,861	391,331	361,054	346,998	350,622
料金収入	139,265	139,060	141,425	141,216	145,131
他会計繰入金	146,815	141,779	142,837	143,809	143,484
基金取崩収入	41,288	19,000	17,000	23,000	23,000
その他	71,492	91,492	59,792	38,972	39,008
資本的収入	147,837	185,137	165,790	118,490	123,190
地方債	123,700	141,700	143,600	110,100	114,800
他会計補助金	-	-	-	-	-
国(都道府県)補助金	15,900	35,200	13,800	-	-
その他	8,237	8,237	8,390	8,390	8,390
	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
総収益	352,385	356,413	358,426	366,540	372,841
料金収入	144,809	144,488	144,168	148,164	147,825
他会計繰入金	144,532	145,845	147,641	150,721	173,543
基金取崩収入	24,000	27,000	27,500	28,500	12,280
その他	39,044	39,081	39,118	39,155	39,193
資本的収入	127,890	132,490	134,590	133,990	125,190
地方債	119,500	124,100	126,200	125,600	116,800
他会計補助金	-	-	-	-	-
国(都道府県)補助金	-	-	-	-	-
その他	8,390	8,390	8,390	8,390	8,390

今後、使用料収入は減少することが見込まれ、基金を取り崩して収入に充てるのにも限界があります。さらに一般会計からの繰入金収入についても一般会計の負担が認められている額は縮小されていく可能性があります。

現在も使用料収入だけでは汚水処理原価が回収できないところ、基金の取崩収入や一般会計からの繰入金収入で不足する額を補っている状況ですが、本来、特定環境保全公共下水道事業においては、独立採算制の原則が適用されており、一般会計による負担によってその経営を賄うことが認められている経費以外については、下水道事業の経営に伴う収入で賄わなければならないものとされています。

1. 使用料収入

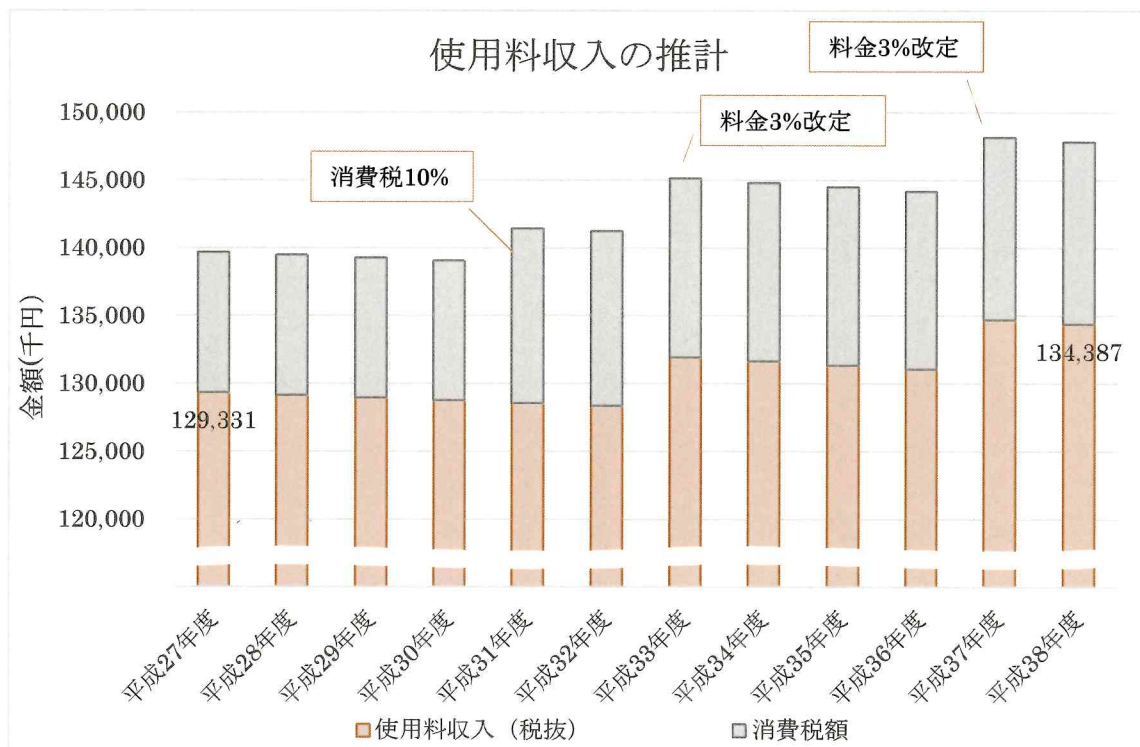
処理区域内人口推計や汚水処理水量の見込み等により試算をすると、使用料収入は今後減少を続けることが見込まれます。

現状においても使用料収入だけでは汚水処理費用の財源が不足しているところを基金の繰入収入等で補てんしている状態が続いており、供用開始時から17年間料金の改定をしないこともあり近い将来に料金体系の見直しが必要と考えられます。

収支計画の使用料収入の試算にあたっては、平成31年度の消費税改正の影響は使用料に転嫁するものとして、また、料金の改定を平成33年度及び平成37年度にそれぞれ3%と行うと見込んで試算しています。

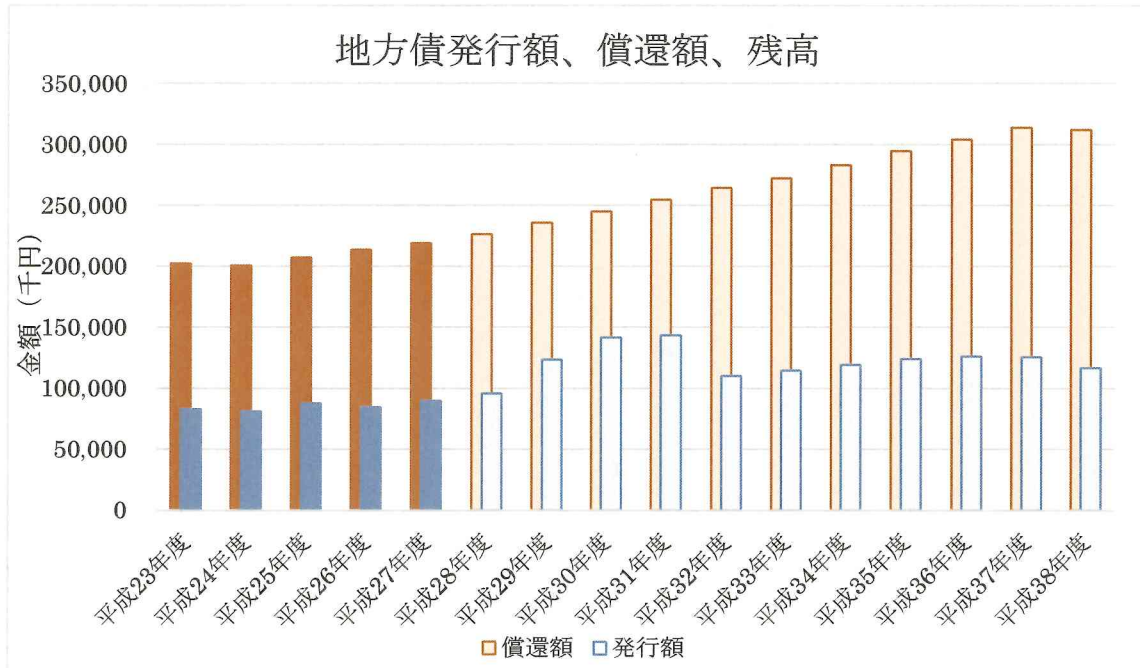
有収率については、今後も不明水対策など有収率の向上には努めていきますが、松川村の平成27年度の有収率は94.5%で、類似規模団体の平均91%に比べて既に高い水準にあり、計画期間内では一定として試算をしています。

収納率は、平成27年度でほぼ100%あり、引き続き未収金の発生を防止することにより、計画期間内は一定として試算をしています。

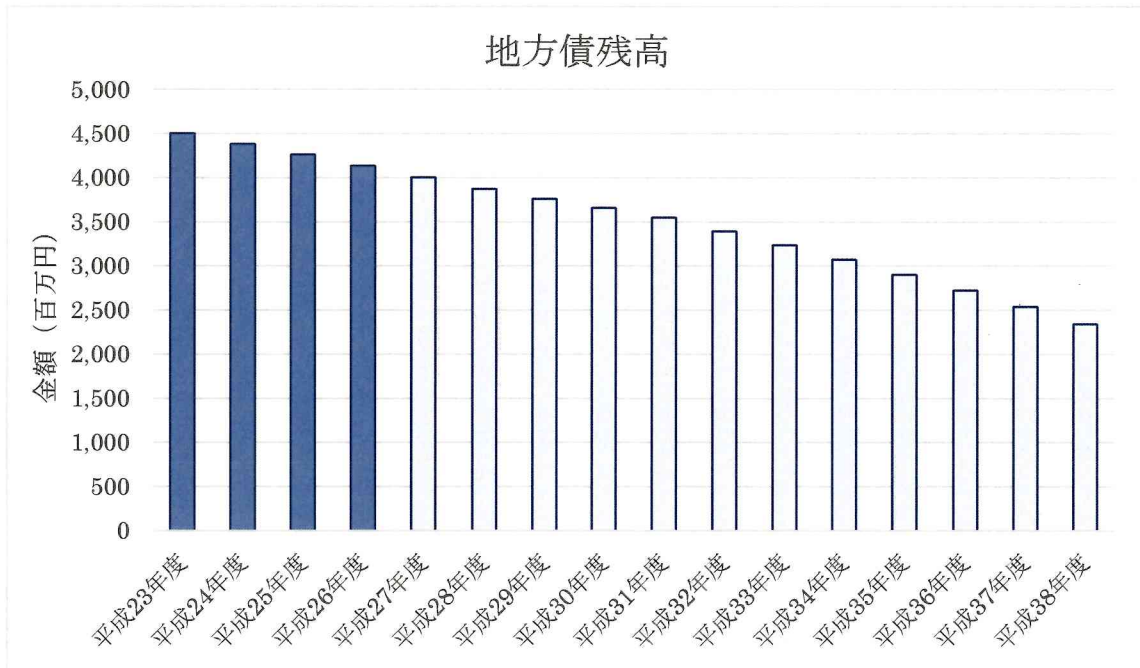


2. 地方債

使用料収入以外の財源としては、平成 32 年度までに予定している設備投資の財源として地方債の発行を予定しています。



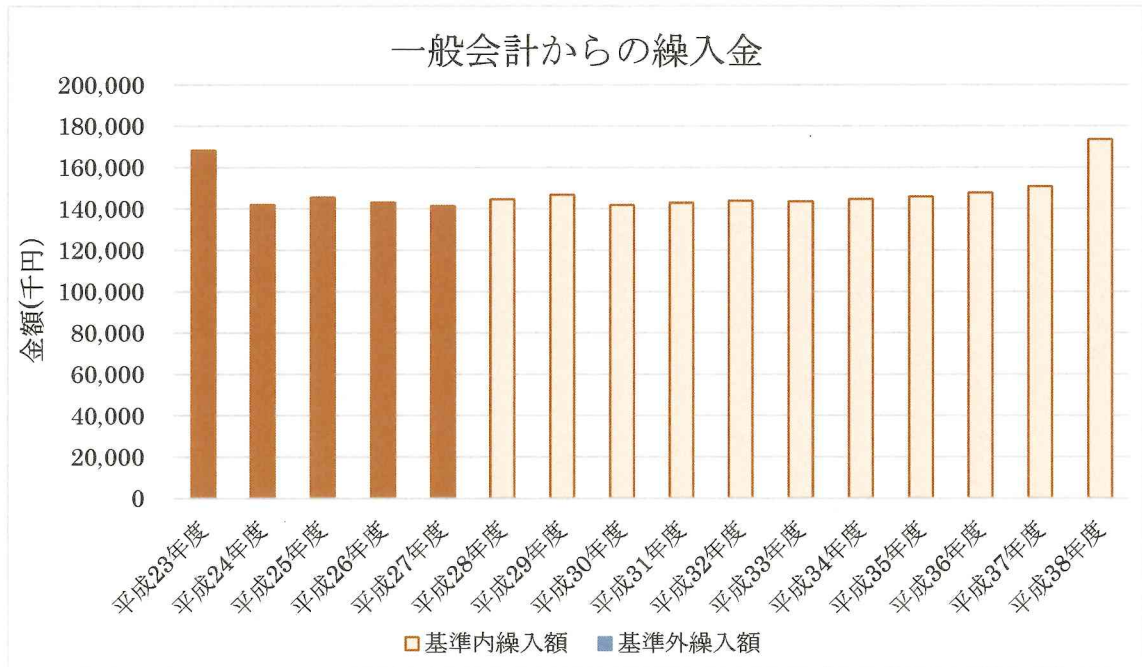
地方債残高は、平成 27 年度の約 40 億円から平成 38 年度では約 20 億円まで圧縮できる見込みです。



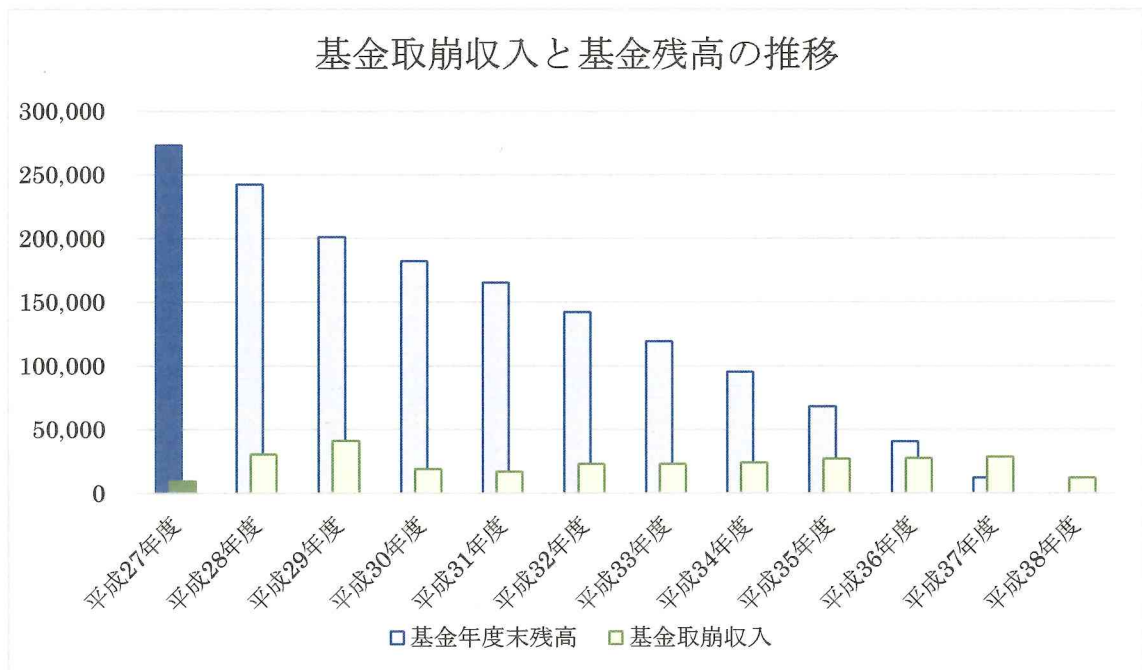
※発行・償還額のグラフと残高のグラフのスケールが違います。

3. 他会計繰入・基金取崩収入

一般会計からの繰入金の内、一般会計等において負担すべきこととされた経費の財源（基準内の繰入金）については、原則として国からの地方交付税の算定対象とされます。計画期間内の繰入金は、原則として一般会計等の経費負担について総務省より通知される基準内の繰入額を想定しています。



基金を取り崩して収入に充てることにより基金残高は減少を続け、平成 38 年度に使い切る見込みです。



③ 収支計画のうち投資以外の経費についての説明

支払利息については、平成 27 年度までに借入れた企業債の支払利息に、平成 28 年度以降の起債による増加分を合算して算出しています。

計画期間の起債条件は、下水道事業債を元利均等返済の償還期間 40 年、元金償還据置期間 5 年、利率は 1.0%と仮定しています。

資本費平準化債は、元利均等返済の償還期間 20 年、元金償還据置期間 3 年、利率は 1.0%と仮定しています。

人件費については、平成 27 年度実績を基に職員の平均年齢の上昇を加味して算定した。

その他の経費については、必要最低限の額として、平成 27 年度から直近 3 年度の実績を参考に同水準が続くと想定しました。

なお、将来の消費税改正の影響については、平成 31 年度から 10%で試算をしています。増税分は料金に転嫁することを想定しています。

(3) 投資・財政計画（収支計画）に未反映の取組や今後検討予定の取組の概要

① 今後の投資についての考え方・検討状況

管渠の更新については、供用開始が平成 12 年と比較的新しいため、当面、大規模な更新投資が必要になる状況ではありません。

施設については、既に策定済みの長寿命化計画に従って更新を行います。

その他の投資については、以下の施策を中心に行っていきます。

・ 長寿命化への取り組み

予防保全型の管理を行うことで施設の長寿命化を図るとともに、計画的な更新を行うことで投資の平準化に努めます。

マンホール蓋については、管渠より耐用年数が短く、耐用年数を超過したものが始めているため順次交換を行います。

② 財源について検討状況等

使用料収入については、松川村の水洗化率が、90%に達していることから、大幅な向上は見込めず、さらに、長期的には人口減少の影響を受けるものと予測されます。

・ 料金の定期的な検討

料金の適正な水準について定期的な検討を行い、必要に応じて料金の改定を行い健全な経営に努めます。

・ 滞納整理

督促状や催告書の発送、給水停止等によって未収金の防止に努めます。

- ・ 有収率の向上
 - 不明水対策として、目視調査、流量計によるエリア調査等による原因調査を行います。
 - 水洗化率の向上のため、未接続世帯の実態把握調査や戸別指導などの手段により、処理区域内での早期水洗化の推進に努めます。

③ 投資以外の経費についての検討状況等

- ・ 民間委託の検討
 - 松川村では、検針業務や施設運転維持管理業務の民間委託を行っています。
 - 今後も、民間の活力・ノウハウを活かし、効率的な経営の実現につなげていきます。
 - ただし、委託範囲の拡大に当たっては、民間委託と直営事業のコストメリット・業務負荷削減効果等を比較考量するとともに、委託料全体の適正な範囲への抑制も意識して検討を進めます。
- ・ 人員数の検討
 - 人員数については、既に削減してきており、これ以上削減すると事業の継続が困難な状況です。但し、他の係の業務など複数の業務を兼務することで実質的な削減に取り組んでいきます。
- ・ 広域化による管理経営
 - 近隣市町村で汚泥処理業者と一括契約することにより処理単価の低減ができないか検討します。
 - また、広域で汚泥等を集約処理することにより、処理量の低減・処理費の節減・処理施設の維持管理費の軽減などが図れる可能性がありますので、その経済性や具体的方策を検討していきます。
- ・ 経営基盤の向上対策
 - 使用料について定期的に検討し、料金水準の適正化に取り組めます。
 - 処理区域での接続を促進することで使用料収入の増加に努めます。
 - 下水道事業債等の償還額の平準化をすることで、受益者負担の適正化に努めます。
 - 決算状況の公開や分析により、経営状況の的確な把握を行い、適正な収支バランスの確保に努めます。
- ・ 公営企業会計基準の適用
 - 下水道施設を将来にわたって適正に維持し、サービスの提供を続けるためには健全な経営基盤を確保する必要があります。そのためには公営企業会計基準を適用して経営状況及び財政状態を正しくとらえ、利用者に対して情報を開示することで理

解を求めていく必要があります。

5. 経営戦略の事後検証、更新等に関する事項

毎年度進捗管理（モニタリング）を行うとともに、4年に一度を目安として見直し（ローリング）を行います。

見直しにおいては、投資・財政計画と実績とのかい離やその原因に対する分析を行い、その結果を反映していくこととします。

以上

用語解説

用語	説明
一般会計繰入金	地方公営企業がその経費の一部に充てるため、一般会計から繰入する資金。総務省が示す繰入基準に沿った基準内繰入金と、事業運営上の必要性などから独自に繰入する基準外繰入金がある。
一般会計	地方公共団体の行政運営における基本的な経費を中心に経理する会計をいう。
汚水処理原価	$\frac{\text{汚水処理費（公費負担分除く）}}{\text{年間有収水量}} \text{ [円/}\text{m}^3\text{]}$ 有収水量 1 m ³ あたりの汚水処理に要した費用であり、汚水資本費・汚水維持管理費の両方を含めた汚水処理に係るコストを表した指標である。
管渠	下水を収集し排除するための施設。鉄筋コンクリート管や硬質塩化ビニル管等がある。
管渠更新率	$\frac{\text{（改善（更新・改良・維持）管渠延長）}}{\text{下水道布設延長}} \times 100$ 当該年度に更新した管渠延長の割合を表した指標で、管渠の更新ペースや状況を把握できる。
基準外繰入	公益性の観点から、一般会計から上下水道事業に繰り出す経費（繰入金）のうち、総務省が示す繰出基準に合致しない経費。
企業債（地方債）	地方公営企業が事業資金に当てるために国等から調達する長期の借入金。施設・管路等の建設・改良やその他の事業資金の財源となる。
企業債残高対事業規模比率	$\frac{\text{（地方債現在高合計－一般会計負担額）}}{\text{（営業収益－受託工事収益－雨水処理負担金）}} \times 100$ 料金収入に対する企業債残高の割合であり、企業債残高の規模を表す指標である。
行政区域内人口	住民基本台帳に基づく人口。
経営戦略	各公営企業が、将来にわたって安定的に事業を継続していくための中長期的な経営の基本計画のこと。施設・設備に関する投資の見通しを試算した計画と、財源の見通しを試算した計画とを主な構成要素とする。
経費回収率	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{汚水処理量（公費負担分除く）}} \times 100$ 使用料で回収すべき経費を、どの程度使用料で賄えているかを表した指標であり、使用料水準等を評価することが可能である

下水道普及率	$\left(\frac{\text{処理区域内人口}}{\text{行政区域内人口}}\right) \times 100$ <p>区域内人口に対する下水道が使用可能な人口の割合で、下水道普及状況を示す。</p>
下水道汚泥	下水処理場において、汚水処理の過程にて発生する泥状の物質。脱水することで、脱水汚泥や脱水ケーキとも呼ばれる。
下水道資源	下水道の処理水や汚泥には、熱やエネルギー等の資源として有効利用できるものが含まれているため、下水道資源として利用されている。
建設改良費	固定資産の新規取得またはその価値の増加のために要する経費。
公共下水道	主として市街地における家庭や工場等からの下水を排除し、処理するために市町村が管理する下水道で、終末処理場を有するものまたは流域下水道に接続するもの。
受益者負担金	下水道管がひかれ下水道が利用可能となった地域の土地所有者が、下水道工事費の一部として負担する費用。
収益的収支	下水道事業の営業活動に伴って発生する収益と費用。
施設利用率	$\left(\frac{\text{晴天時一日平均処理水量}}{\text{晴天時現在処理能力}}\right) \times 100$ <p>施設・設備が一日に対応可能な処理能力に対する、一日平均処理水量の割合であり、施設の利用状況や適正規模を判断する指標である。</p>
資本的収支	企業の将来の経営活動に備えて行う建設改良および建設改良にかかる企業債償還金などの支出とその財源となる収入。
使用料単価	$\frac{\text{下水道使用料}}{\text{年間総有収水量}} \text{ [円/}\text{m}^3\text{]}$ <p>使用料の対象水量 1 m³当たりの使用料収入で、使用料の料金水準を示す。</p>
処理区域内人口	下水道の計画区域内の人口。下水道計画区域が複数の処理区によって構成されている場合もあり、処理区別の人口を示す。
収益的収支比率	$\frac{\text{総収益}}{\text{総費用} + \text{地方債償還金}} \times 100$ <p>料金収入や一般会計からの繰入金等の総収益で、総費用に地方債償還金を加えた費用をどの程度賄えているかを表す指標。</p>
水洗化率	$\left(\frac{\text{現在水洗便所設置済人口}}{\text{現在処理区域内人口}}\right) \times 100$ <p>下水道を整備した区域において、水洗便所等の設置により下水道を利用している人口の割合を表した指標である。</p>

耐用年数	減価償却資産が利用に耐える年数をいう。
ダウンサイジング	需要の減少や技術進歩に伴い、施設更新等の際に施設能力を縮小し、施設の効率化を図ること。
法定耐用年数	地方公営企業法施行規則で定められている耐用年数のこと。経理上の基準であり、実際に使用できる年数は実情に応じて変動する。
耐震化率・耐震適合率	耐震化率とは、対象施設全体に対して、十分な耐震性を有する施設が、どの程度あるのかを示す割合。 耐震適合率とは、管渠の総延長に対して、耐震適合性のある管路の延長が、どの程度あるのかを示す割合。
長寿命化計画	事故の防止とライフサイクルコスト（設置、維持管理、更新、長寿命化対策、処分などにかかる費用の総計）の最小化を考慮した計画的な工事を実施するため策定する行動計画である。
農業集落排水事業	農業集落地域における農業用排水の水質保全、機能維持を図ることを目的とした、下水処理事業のひとつ。
バイオマス	生物由来の再生可能な有機性資源のことで、化石資源は除く。下水道では、消化ガスや汚泥等が該当する。
不明水	下水道管渠には、地下水や雨水等の排水以外のものが入ってくる。これらの侵入水のことをいう。
流域下水道	二つ以上の市町村からの下水を処理するための下水道。
類似規模団体平均	下水処理形態、法の適用状況、現在処理区域内人口で区分された類似団体の平均値のことをいう。
有収水量	下水道使用料の対象となった水量。
有収率	$(\text{年間総有収水量} \div \text{年間総処理水量}) \times 100$ 施設の稼働が収益につながっているかを判断する指標のこと。
P F I	プライベート・ファイナンス・イニシアティブの略であり、公共施設などの建設、維持管理、運営などを民間の資金、経営能力及び技術的能力を活用して行う方式の事業形態のこと。
P P P	パブリック・プライベート・パートナーシップの略であり、官と民がパートナーを組んで事業を行う新しい官民協力の形態のこと。P F Iとの違いは、P F Iは公共が基本的な企画計画をつくること、P P Pでは企画計画段階から民間事業者が参加するなど、より幅広い範囲を民間に任せる手法となっている。

様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画(収支計画)

(単位:千円,%)

区分	年度												
	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度	
収益的収入	1 総収入	320,834	350,255	398,861	391,331	361,054	346,998	350,622	352,385	356,413	358,426	366,540	372,841
	(1) 営業収入	170,132	174,985	210,757	230,552	201,218	180,189	184,139	183,853	183,569	183,285	187,319	187,018
	了料金の収入	139,678	139,472	139,265	139,060	141,425	141,216	145,131	144,809	144,488	144,168	148,164	147,825
	その他収入	30,454	35,513	71,492	91,492	59,792	38,972	39,008	39,044	39,081	39,118	39,155	39,193
	(2) 営業外収入	150,702	175,270	188,103	160,779	159,837	166,809	166,484	168,532	172,945	175,141	179,221	185,823
	了他会計繰入金	141,270	144,582	146,815	141,779	142,837	143,809	143,484	144,532	145,845	147,641	150,721	173,543
	いそ	9,432	30,688	41,288	19,000	17,000	23,000	23,000	24,000	27,000	27,000	28,500	12,280
	(3) 総費用	189,909	204,205	226,024	204,406	220,147	197,253	197,068	193,290	190,192	186,366	182,568	181,165
	(1) 営業費用	114,236	132,487	157,684	139,334	158,275	138,672	142,209	142,522	143,541	143,686	144,097	146,665
	了職員給与	13,032	12,490	12,204	12,700	12,828	12,956	13,085	13,216	13,348	13,482	13,617	13,753
いそ	101,204	119,997	145,480	126,634	145,447	125,716	129,124	129,306	130,193	130,204	130,480	132,912	
(2) 営業外費用	75,673	71,718	68,340	65,072	61,872	58,581	54,859	50,768	46,651	42,679	38,471	34,499	
了支払利息	75,673	71,718	68,340	65,072	61,872	58,581	54,859	50,768	46,651	42,679	38,471	34,499	
いそ													
3 収支差引(A)-(D)	130,925	146,050	172,837	186,925	140,907	149,745	153,554	159,095	166,221	172,060	183,972	191,676	
資本的収入													
(1) 資本的収入	101,355	108,080	147,837	185,137	165,790	118,490	123,190	127,890	132,490	134,590	133,990	125,190	
了地方債	89,800	95,800	123,700	141,700	143,600	110,100	114,800	119,500	124,100	126,200	125,600	116,800	
了うち資本費平準化債	89,800	92,600	96,900	101,200	105,600	110,100	114,800	119,500	124,100	126,200	125,600	116,800	
(2) 他会計補助金													
(5) 国(都道府県)補助金	2,400	4,400	15,900	35,200	13,800	13,800							
(6) 工事負担金	5,513	3,860	4,237	4,237	4,315	4,315	4,315	4,315	4,315	4,315	4,315	4,315	
(7) その他	3,642	4,000	4,000	4,000	4,074	4,074	4,074	4,074	4,074	4,074	4,074	4,074	
2 資本的支出	231,755	252,091	320,016	372,778	307,284	268,535	276,306	287,186	298,536	308,119	317,695	315,969	
(1) 建設改良費	12,970	25,842	84,410	127,859	52,634	4,134	4,134	4,134	4,134	4,134	4,134	4,134	
(2) 地方債償還金	218,785	226,249	235,606	244,919	254,650	264,401	272,172	283,052	294,402	303,985	313,561	311,835	
(5) その他													
3 収支差引(F)-(G)	△130,400	△144,031	△172,179	△187,641	△141,495	△150,046	△153,117	△159,296	△166,046	△173,530	△183,706	△190,780	
収支再差引(E)+I)	525	2,019	658	△716	△588	△301	437	△202	175	△1,469	267	896	
積立金(K)	543												
前年度からの繰越金(L)	1,331	1,313	3,332	3,989	3,273	2,686	2,385	2,822	2,620	2,795	1,326	1,592	
前年度繰上充入金(M)													
形式収支(J)-(K)+(L)-(M)	1,313	3,332	3,989	3,273	2,686	2,385	2,822	2,620	2,795	1,326	1,592	2,489	

様式第2号(法非適用企業)

投資・財政計画(収支計画)

翌年度へ繰り越すべき財源(O) 実質収支黒字(N)-(O) 赤字(Q)	1,313	3,332	3,989	3,273	2,686	2,385	2,822	2,620	2,795	1,326	1,592	2,489
赤字比率($\frac{(Q)}{(B)-(C)} \times 100$)												
収益的収支比率($\frac{(A)}{(D)+(H)} \times 100$)	79	81	86	87	76	75	75	74	74	73	74	76
地方財政法施行令第16条第1項により算定した(R) 資金の不 営業収益 - 受託工事収益 (B)-(C) (S)	170,132	174,985	210,757	230,552	201,218	180,189	184,139	183,853	183,569	183,285	187,319	187,018
地方債残高 (X)	4,005,180	3,874,731	3,762,825	3,659,606	3,548,556	3,394,255	3,236,883	3,073,331	2,903,029	2,725,244	2,537,283	2,342,248
○他会計繰入金												
年度	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度	平成36年度	平成37年度	平成38年度
区分												
収益的収支分	141,270	144,582	146,815	141,779	142,837	143,809	143,484	144,532	145,845	147,641	150,721	173,543
うち基準内繰入金	141,270	144,582	146,815	141,779	142,837	143,809	143,484	144,532	145,845	147,641	150,721	173,543
うち基準外繰入金												
資本的収支分												
うち基準内繰入金												
うち基準外繰入金												
合計	141,270	144,582	146,815	141,779	142,837	143,809	143,484	144,532	145,845	147,641	150,721	173,543

経営比較分析表

長野県 松川村

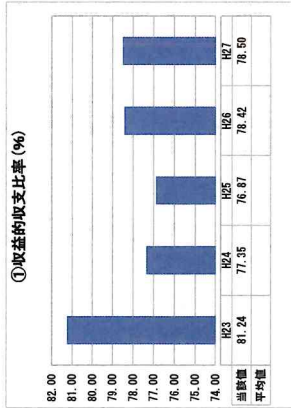
業務名	業務名	類似団体区分
法非通用	下水道事業	D2
資金不足比率 (%)	自己資本構成比率 (%)	普及率 (%)
-	98.93	62.99
	該当数値なし	1か月20㎡当たり家賃料金 (円)
		3,130

人口 (人)	面積 (km ²)	人口密度 (人/km ²)
10,034	47.07	213.17
処理区域内人口 (人)	処理区域面積 (km ²)	処理区域内人口密度 (人/km ²)
9,896	3.37	2,936.50

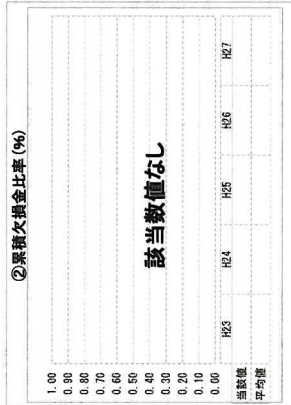
グラフ凡例

- 当該団体値 (当該値)
- 類似団体平均値 (平均値)
- 平成27年度全国平均

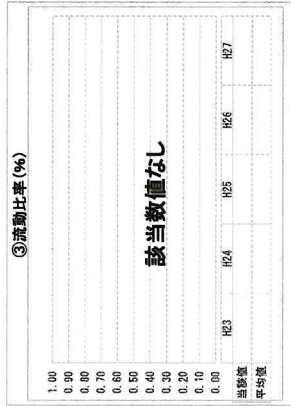
1. 経営の健全性・効率性



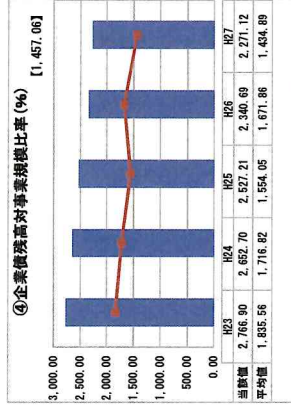
「単年度の収支」



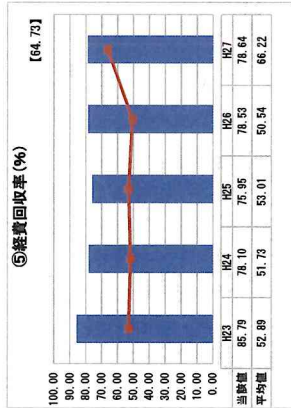
「累積欠損」



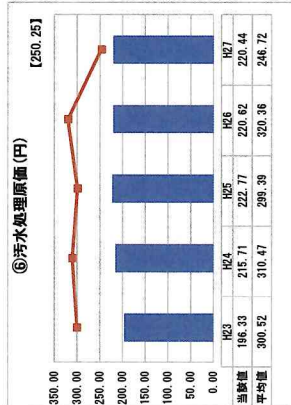
「支払能力」



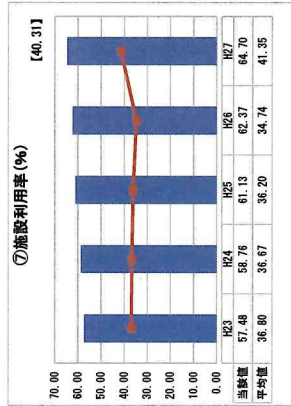
「債務残高」



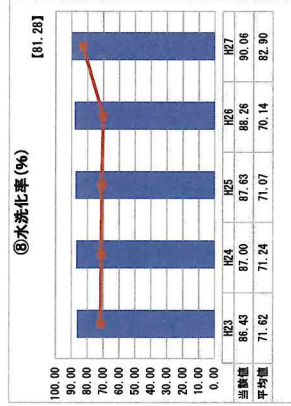
「料金水準の適切性」



「費用の効率性」

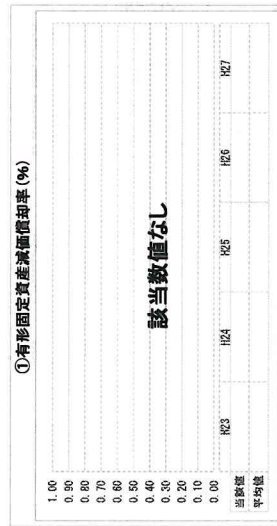


「施設の効率性」

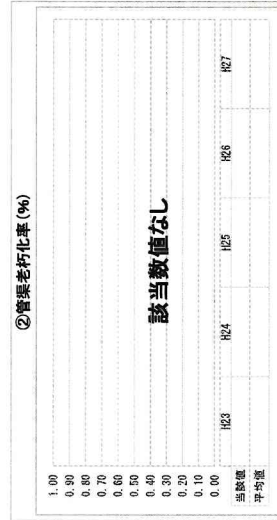


「使用料対象の補正」

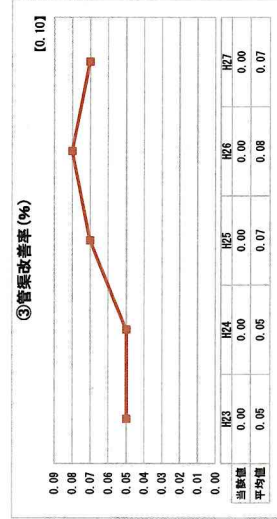
2. 老朽化の状況



「施設全体の減価償却の状況」



「営業の経年化の状況」



「営業の更新投資・老朽化対策の実施状況」

分析欄

1. 経営の健全性・効率性について
 供用開始15年が経過したが、初期投資の規模差が多く、収支を圧迫している。効果的な汚水処理を実施し、経費の削減により、償還していく。

2. 老朽化の状況について
 平成40年代になると、管渠の更新が必要になってくる。計画的な確立等により防雨漏保を図る。汚水処理施設については、長寿命化学薬品を実施し、老朽化対策を図る。

全体総括

効率的な経営を行い、施設の老朽化に備える。

※ 法適用企業と類似団体区分が同じため、収益的収支比率の類似団体平均値を算出しています。企業債残高対事業構比率及び営業改善率については、平成26年度の事業数を基に類似団体平均値を算出しています。
 ※ 平成23年度から平成26年度における各指標の類似団体平均値は、当時の事業数を基に算出しています。